小規模個人再生による再生計画認可

平成２９年（再イ）第１６号

滋賀県犬上郡甲良町大字小川原808番地18
再生債務者　羽根田秀久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年12月22日　大津地方裁判所彦根支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第５号

奈良県吉野郡東吉野村大字平野865番地
再生債務者　西隠居さゆり
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年１月18日まで
４　一般異議申述期間　平成30年１月25日から平成30年２月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第２０号

横浜市鶴見区東寺尾中台31番23号
再生債務者　稲垣　浩治
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年12月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成30年１月15日まで
平成29年12月25日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第５号

沖縄県浦添市牧港１丁目９番11－302号
再生債務者　山田　義彌
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年12月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成30年１月19日まで
平成29年12月22日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第２号

静岡県富士市宮下368番地の１　プリムローズA－202号
再生債務者　服部　成希
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年12月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年12月25日
静岡地方裁判所富士支部破産係

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成三十年四月一日であり、甲の評議員会の承認決議は平成三十年三月九日に、乙の評議員会の承認決議は平成三十年三月十五日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両法人の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.frpac.or.jp/
（乙）http://www.ainu-museum.or.jp/
平成三十年一月九日
札幌市中央区北一条西七丁目
（甲）公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
理事長　中村　睦男
北海道白老郡白老町若草町二丁目三番四号
（乙）一般財団法人アイヌ民族博物館
代表理事　野本　勝信

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により有限会社サンロード（乙、大阪市西成区南津守二丁目二番二号）の事業の内、大阪市港区市岡二丁目五番一〇号　店名　デルーサマックス市岡店で行っている遊技場経営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年十二月十五日
掲載頁　九十四頁（号外第二七三号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成三十年一月九日
大阪市西区西本町一丁目二番八号
アンダーツリー株式会社
代表取締役　木下　春雄

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。
平成三十年一月九日
静岡県藤枝市瀬戸ノ谷七三七四番地
市之瀬茶農業協同組合
代表理事組合長　勝治　義男

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。
平成三十年一月九日
静岡県藤枝市瀬戸ノ谷一〇〇四一番地
蔵田茶農業協同組合
代表理事組合長　森下　隆正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　千葉日報
掲載の日付　平成二十九年十二月二十七日
掲載頁　十九頁
平成三十年一月九日
福島市飯坂町字銀杏一番地一三
株式会社松屋
代表取締役　石森　慎司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
確定した最終事業年度はありません。
平成三十年一月九日
栃木県宇都宮市東町四七番地一
株式会社ホットスタッフ宇都宮
代表取締役　荒木タカシ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
確定した最終事業年度はありません。
平成三十年一月九日
群馬県伊勢崎市連取町三〇三八番地二
株式会社ホットスタッフ伊勢崎
代表取締役　柴田　直樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成三十年二月十日であり、株主総会の決議は平成二十九年十二月十一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
計算書類の公告義務はありません。
平成三十年一月九日
埼玉県熊谷市宮町二丁目一四六番地
飯島産業有限会社
取締役　飯島　賢二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成三十年二月十日であり、株主総会の決議は、平成二十九年十二月二十日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成三十年一月九日
神奈川県川崎市多摩区宿河原一丁目二〇番一号
有限会社小島米店
代表取締役　小島　晃